

■総合仮設工事

1) 着工前現場周辺の調査

工事着工前に付近の建物、道路（道路内の埋設物の位置）、その他の現状を写真撮影し、必要に応じて図面等に記録を残し工事現場の状況を確認できるようにする。

- a. 敷地測量、境界杭の確認
- b. 敷地外のレベル測定
- c. 敷地および周辺の現状確認
- d. 道路内埋設物の位置確認
- e. 必要に応じて近隣家屋の状況確認

2) 工事共通施設

a. 仮囲

敷地の周囲にはH=3mの仮囲を設置し、単管φ48.6mmを用い、建地線に沿って高さ3.6m間隔とし、必要に応じて安全上、防犯上支障のないよう設置する。

万能鋼板	H=3.000
ガードフェンス	H=1.800
A型バリケード	H=1.800

として、万能鋼板 H=3.000 を取り付ける。パンチング孔鋼板を使用する。フェンス、またはA型バリケード、安全ロープを使用する。

5m
1.8m
1.8m

b. 仮門（ゲート）

東面のメインゲート H=2.200
南面のサブゲート H=2.200
なお、ゲートは施錠できる。

電動シャッター 1台
蛇腹式パネルゲート 1台
警備員を配置する。

c. 仮設建物（組立ハウス）

工事用の仮設建物は下記の通り設置する。配置は総合仮設工事事務所のほか、便所・作業員休憩所を設置する。配置は総合仮設工事事務所の指示に従う。

- (1) 監督員事務所+会議室
- (2) 施工者事務所+会議室他
- (3) 作業員休憩所
- (4) 倉庫他
- (5) 監督員用トイレ（大小兼用） 900×1.200 1セット
- (6) 施工者用トイレ（大1+小1） 1.800×1.200 1セット
- (7) 作業員用トイレ（大1+小1） 1.800×1.200 2セット

・警備員詰所・現場打合せ室・左官小屋

- 3.0m×2.2m×2連平屋 (23.7㎡)
- 3.0m×2.2×4連2階建て (95.0㎡)
- 3.0m×2.2×4連平屋 (48.5㎡)
- コンテナハウス 5.4m×2.2×1連平屋 (11.8㎡)

トイレは簡易浄化槽を設け水洗式とする。

内容イメージ

(8) ガードマンハウス 1.800×1.800 1箇所 出入口付近に設置する。

d. 電気・給排水

(1) 工事用電力

- ①現場南側の電柱より高圧を引き込み、125KWキュービクル変電設備を設け受電する。
- ②場内3箇所に分電盤と水計
- ③躯体の立上りに合わせて、

盤を設置する。

(2) 工事用給排水

- ①仮設給水は東側道路からのメーターより先は外周仮設排水は場内東側にノッチ
- ②躯体の立上りに合わせて
- ③場内出入口付近と詰所前

り付け使用する。

要個所にバルブを設ける。

より排水本管に排水する。

給水口を設ける。

用の流し場を設け給排水する。

(3) 情報通信回線の引込み

- ①監督員事務所にはNTTの
- ②施工者事務所にはNTTの

み、電話とFAXを兼用する。

インターネット用と計3回線を引き

込む。

(4) ガスの引込みは行わない。

e. 搬入路（場内）

車輛が進入する部分は、鉄板

とする。

f. 駐車場

場内には設けるスペースがない

場所を借地して駐車場とする。

g. 場内安全通路

建物の周囲には最少幅1.0m

ける。

h. 荷揚げ・荷下ろし設備

躯体施工時 30 t / m

1基

10~50 t 移

1台

仕上施工時 ロングスパ

) W=5400 1基

10~50 t 移

1台

i. 運搬（材料の搬出入）

原則として4 t車を使用する。

内容イメージ

3) 足場

内外の足場すべては労働安全衛生法に適合するように組み立てる。

地足場		1, 155	m ²
地下外部足場		386	〃
鉄骨吊り足場		458	〃
外部足場	W=1.200	1, 950	〃
	W=900	327	〃
	ブラケット	6	〃
内部足場	吹き抜け部	2	m ³

内容イメージ

a. 地足場（鉄筋足場）

- (1) 地足場は捨てコンクリート打配筋、型枠組立・解体、コンクリート打設
- (2) 鉄筋の荷重を足場にかけない
- (3) 安全通路は足場板 4 枚敷き
- (4) 建地は基礎底版の中に立つことを確保する。

間に耐圧盤および基礎・地中梁の管パイプにて地足場を組み立てる。配筋用金物を使用する。易板 2 枚敷きで手すりを設置する。必要となる場合は止水板付きの既製の金物を使用する。

b. 地下外部足場

地下ピット回りの埋戻し後、地下足場は W=600 の枠組足場とし、作業床を架設する。

地下足場のために足場を組み立てる。足場は地下足場の外部側はブラケット足場を使用する。

c. 鉄骨組立・配筋用足場

鉄骨建方、本締め作業および鉄筋配筋の際、小梁部分には鉄骨がないため、鉄骨吊り足場間に組み立てる。また、必要に応じて安全ネットを張る。

作業のハイステージを取り付けて行う。その際に鋼を打ち込みチェーンを使用し、安全のための水平ネットを張る。

d. 外部足場

本工事は躯体の施工および外壁の架設を行う。全周 W=900mm の枠組足場を架設し、作業床は鋼製布板 W=500 と W=240 を敷き、設とともに階高に応じた高さを確保する。架設の方法等詳細は外部足場図に示す。※鉄骨工事に関連する、垂直養生架設施工計画書に記載する。

作業を行うため、建物の外壁に沿って足場を架設する。作業床は W=1200mm とする。作業床について施工完了後に行い、コンクリート打設時はメッシュシート張りとする。

鉄骨・梁配筋用足場については「鉄骨

e. 内部足場

- (1) 階段室および 1 階の吹き抜け部分には型枠支保工兼用の作業足場を架設する。架設の方法は別紙内部足場図による。
- (2) 脚立足場

踏み板付き脚立 高さ 1. 8m、1. 2m を使用する。

脚立足場は、足場板をゴムバンド等で固定して、3 点支持で使用する。

(3) ローリングタワー

1.500mm×1.500mm 高さ 3 段組+手すり 1m

(4) 可搬式作業台 W500×L1, 500 H (1, 050~1, 750)

(5) 作業台 (セーフティベース) W1, 000×L3, 000 H (750~1, 050)

f. 安全施設

(1) 外部足場には墜落と落下物防止
水平ネットを張る。

(2) 各階の開口部で高所作業となる
り、誰もが利用出来るようにする

(3) 施設の詳細および数量等は施工

4) 型枠支保工

a. 支柱の高さが 3. 5m 以上のものに
い、労働安全衛生法に適合した設備

b. 支保工の詳細および数量等は施工区

5) 建物の基準墨出し

a. 建物通り芯

設計図書に明示された寸法により、
ける。

b. 敷地周囲の工事に干渉されない箇所

c. 基準陸墨

敷地周囲の工事に干渉されない場所

d. 注意事項

(1) レベルおよびトランシットの取
っておく。

(2) 墨出しの表示記号を統一する。

(3) 主要部の墨出しには必ず監督員

(4) 表示杭、表示鉤は動かないよう
しておく。

(5) 基準墨・ベンチマークは時々検

内容イメージ

と足場の上に隙間がないように

用の親綱を高さ 90cm の所に張

法第 88 条第 2 項により届出を行

ントを記録し監理者の検査を受

墨) を出し、これを保存する。

置し保存する。

定期的な検査を行い常に精度を保

ペンキ等にてすぐ分かるように

■労働安全衛生法に定める設置・計画届出（第88条）

1) 労働安全衛生法第88条2項により届出が必要な設備等

（30日前までに労働基準監督署

- ①型わく支保工……支柱の高さが
- ②架設通路……高さおよび長
（ただし、60
- ③足場……つり足場、張
トル以上の構
（ただし、60
- ④該当しないので省略
- ⑤機械類……（次頁 安衛

2) 労働安全衛生法第88条3項によ
（30日前までに厚生労働大臣を

- 3) 労働安全衛生法第88条4項によ
（14日前までに労働基準監督署
- (1) 高さ31mを超える建設物の
仕事。（高さとはグラウンド
 - (2) 掘削の高さまたは深さが1
のための掘削を除く）の作
らないものを除く）を行う

機械類の設置時届出（安衛則別表7）

	対象となる機械設備
1	クレーン設置届(様式2) つり上げ荷重3t以上のクレーンを設 置しようとする時 (スタッカー式クレーンにあつては1t 以上)

内容イメージ

つに限る。
レ以上のものに限る。
以外の足場にあつては、高さが10メー

設工事

く）の建設、改造、解体または破壊の
削（ずい道等の掘削および岩石の採取
業で、掘削面の下方に労働者が立ち入

2通 ●提出先は労基署

書類

- クレーン明細書
- クレーン組立図
- 各部分の強度計算
- 設置計画図
- 据え付け箇所周囲の状況
- 基礎の概要
- 走行クレーンにあつては走行する範囲

<p>2 クレーン、移動式クレーン設置報告書(様式 9)</p> <p>つり上げ荷重が 0.5t 以上 3t 未満 (スタッカー式クレーンにあっては 0.5t 以上 1t 未満) のクレーン又は移動式クレーンを設置しようとする時</p>	<p>クレーンを設置する前</p>	<p>施工計画図移動式クレーンの場合は、クレーン明細書、検査証</p>
<p>3 デリック設置届(様式 23)</p> <p>つり上げ荷重が 2.0t 以上のデリックを設置しようとする時</p>		<p>デリック明細書 デリック組立図 各部分の強度計算書 組立計画図 据え付け箇所の周囲の状況 基礎の概要 控えの固定の方法</p>
<p>4 エレベーター設置届け(様式 26)</p> <p>積載荷重が 1t 以上のエレベーターを設置しようとする時</p>		<p>エレベーター明細書 エレベーター組立図 各部分の強度計算書 据え付け箇所の周囲の状況 基礎の概要および控え固定の方法</p>
<p>5 エレベーター、簡易リフト設置 報告書</p> <p>積載荷重が 0.25t 以上 1t 未満のエレベーター又は簡易リフトを設置しようとする時</p>		<p>機械設置計画図</p>
<p>6 建設用リフト設置届(様式 30)</p> <p>ガイドレールの高さ 18m 以上の建設用リフトを設置しようとする時(積載荷重が 0.25t 未満のものを除く)</p>		<p>建設用リフト明細書 建設用リフト組立図 各部分の強度計算書 据え付け箇所の周囲の状況 基礎の概要および控えの固定方法</p>
<p>7 クレーンデリックエレベーター建設用</p> <p>クレーン、デリック、エレベーター等機械を設置し落成検査を受けようとする時</p>		<p>(様式 4) 申請書面のみ 重量試験、安定度試験に必要な荷重及び玉掛け器具を準備し検査</p>
<p>7 ゴンドラ設置届(様式 10)</p> <p>事業者がゴンドラを設置しようとする時</p>	<p>日前まで</p>	<p>ゴンドラ説明書 2. 検査証 3. 組立図、据え付け箇所の周囲の状況、固定方法を記載した書面</p>

内容イメージ